

議案第 3 4 号

平成 2 8 年 度 飯 能 市 国 民 健 康 保 険 特 別 会 計 予 算

平成 2 8 年度飯能市の国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第 1 条 事業勘定の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 1 0 , 6 3 9 , 9 0 2 千円と定める。

2 南高麗診療所勘定の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 9 0 , 4 1 9 千円と定める。

3 名栗診療所勘定の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 7 6 , 9 9 3 千円と定める。

4 事業勘定、南高麗診療所勘定及び名栗診療所勘定の歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

（一時借入金）

第 2 条 地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 3 5 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、事業勘定 5 0 0 , 0 0 0 千円と定める。

（歳出予算の流用）

第 3 条 地方自治法第 2 2 0 条第 2 項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の
流用